

FIDIC 契約約款改訂の動向 FIDIC Asia-Pacific Contract Users' Conference2009 香港 参加報告

技術研修委員会副委員長
日本工営株式会社 林 幸伸

1. はじめに

2009年6月29日～30日に香港で開催されたFIDIC Asia-Pacific Contract Users' Conferenceに参加する機会を得たので、筆者が特に印象に残った点を報告する。近年、FIDIC 契約書に関する会議やセミナーは、特に欧州や中東で頻繁に催されているが、アジアでの開催は久方ぶりであった。会議には地元香港を始めアジア各国から約60名が参加し、その出身はコンサルタントと法律家が約半々であった。日本からの参加者は京都大学の大本俊彦教授と筆者の2名のみであった。



セミナー会場の様子

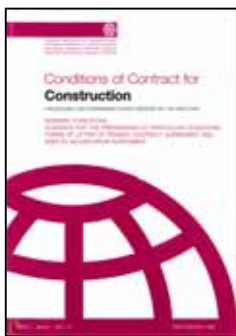
会議の進行は、FIDIC の Contracts Committee (契約委員会) の委員長である Mr. Alex Jaeger (ドイツ国籍) が務め、約 20 名のスピーカーやパネラーのボランタリーな参画を得て、FIDIC 契約に関わる様々な報告やディスカッションが行なわれた。会議における主なトピックスは以下の通りであった。

- FIDIC 契約書の全体像と選定における留意点
- FIDIC 契約書の改訂の動向
- MDB Harmonised Construction Contract の現況
- DBO (Design, Build and Operate Projects) の概要
- EPC/Turnkey 契約書について
- 紛争解決手法と DAB (紛争裁定委員会) の現況

2. FIDIC の主要契約書の今後の改訂

1999 年に FIDIC は、建設工事用の 4 冊の新しい契約条件書を発行した。

- 1) 建設工事の契約条件書 (通称: Red Book 1999)
- 2) プラント及び設計施工の契約条件書 (通称: Yellow Book 1999)
- 3) EPC/ターンキー工事の契約条件書 (通称: Silver Book 1999)
- 4) 簡易工事の契約条件書 (通称: Green Book 1999)



Red Book
1999



Yellow Book
1999



Silver Book
1999



Green Book
1999

その後 10 年が経過したが、この間に FIDIC は国際金融機関の融資を受けるプロジェクト用の『MDB Harmonised Construction Contract (通称: Red Book MDB 版)』を 2005 年に発行している。MDB 版は Red Book 1999 年版を下敷きにして作成されており、独立行政法人国際協力機構 (JICA) も 2009 年 6 月にサンプル入札書に MDB 版を採用した。Red Book を中心とした 1999 年発行の契約条件書は、ここに来てその普及に拍車がかかっているが、FIDIC は既に Red Book、Yellow Book、Silver Book の次期改訂を 2010 年に実現すべくタスクグループを編成し作業に着手している。



Red Book MDB 版
2005 (2006 再版)



DBO Gold Book
2008

改訂は、Yellow Book、Red Book、Silver Book の順番で行われる。改訂内容としては、MDB 版や 2008 年発行の『設計・施工・運営一括発注 (契約) 方式の契約条件書 (通称: DBO Gold Book)』からのフィードバックに加え、この 10 年間に経験された問題点やユーザーから提起された改良点が反映される。まだ検討の途上にあるため最終的なものではないが、改訂の方向性として以下の報告がなされた。

3. FIDIC の主要契約書の今後の改訂の方向性

1) エンジニアの立場

1999 年版ではエンジニアの立場について、impartial という表現が削除され大きな話題となった。改訂

版では independent という言葉が書き加えられる模様である。その理由について詳しい説明はなされなかったが、1999年版以降エンジニアに要求される fair determination (公平な決定を行うこと) を補強するための意図があるのではないかと想像される。今回の改訂を通して、impartial、fair、independent といった我々コンサルタントにとって重要なテーマについて議論が再燃することになると思われる。

2) 不可抗力条項

1999年版ではレッドブックにも Force Majeure という言葉が採用されたが、改訂版ではこれに呼応する言葉として、Exceptional Event (または Exceptional Risk) という言葉を新たに用い、リスク配分の調整がなされる模様である。Force Majeure というと天災等の自然要因のニュアンスが強いが、不可抗力事象の範囲をある程度拡大し人的要因等についてもカバーしてゆく意図があるように受け取った。

3) 紛争の予防

紛争の発生を未然に防ぐための方策として、MDB版で採用された DAB (紛争裁定委員会) の紛争予防機能の明確化が取り込まれる模様である。さらに、Early/Advanced Warning という新しい条項を設け、紛争に発展する可能性のある問題がエスカレートする前に契約当事者間で通知しあうことが規定される模様である。

4) プログラム (工程表)

不完全な工程表はクレームや紛争の大きな火種となる。これを回避するために請負者が提出する工程表についての要求事項がより詳細に規定される模様である。この動きは歓迎したい。

5) クレーム通知の期限の緩和

1999年版では、請負者のクレーム通知の期限 (28日以内) に強い拘束力をもたせ、この期限を超えた場合は実質的にクレームの権利は消滅することとした。改訂版では、28日を超えた場合でも合理的な理由があれば、クレーム申立ての権利の有効性判定を DAB に付託できるようにする模様である。

6) Fitness for Purpose

1999年版では、請負者の設計に対して fitness for purpose を要求事項とした。これは構造物の目的に合致する設計を要求するものであるが、保険対象にならない等の理由により特にコントラクター業界からの反発が強い。本会議でもこの問題が取り沙汰されたが、ドイツでは fitness for purpose は当たり前であり保険対象にもなるとの説明が FIDIC よりなされ、fitness for purpose は今後とも維持される見通しである。



セミナー会場の様子

る。但し、発注者の要求事項 (Employer's Requirement) に purpose が精密に定義されることの重要性が繰り返し強調された。尚、デザインビルド契約でコンサルタントが設計を行う場合に、fitness for purpose はコンサルタントに転嫁されることになることに留意する必要がある。

4. FIDIC のその他契約文書の改訂

FIDIC では以下の文書についても順次改訂を実施してゆく予定であることが報告された。

1) 工事下請契約条件書 (Subcontract)

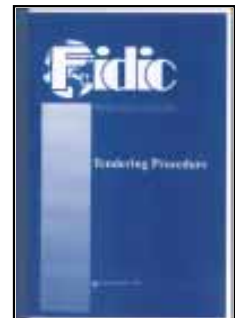
1994年に発行された『工事下請契約条件書』の改訂作業が2009年の発行を目途に進められている。下請契約に関わる紛争が増加しており、1999年版 Red Book との調和を図る方向で改訂が行われる。さらに Yellow Book や Silver Book に対応する下請契約条件書も順次発行される予定である。一方、欧州国際コントラクター協会からは、工事下請契約は案件によって多くのバリエーションがあり、コンサルタント団体である FIDIC による標準化は歓迎できない、との意見が聞かれ興味深かった。



Subcontract 1994

2) 調達手順書 (Procurement Procedure)

FIDIC は 1994 年に入札手順書 (Tendering Procedure 第 2 版) を発行しているが、その後新たに発行された各種契約条件書に対応する調達手順書の改訂作業が進められている。建設プロジェクトの調達に関連する、PQ(事前資格審査)の方法、FIDIC 契約条件書の適切な選定、入札の手続、入札評価の方法、等が網羅的に記述される予定である。



Tendering Procedure 1994

3) コンサルタント契約書関連

コンサルタント契約書である『発注者/コンサルタント間の標準役務契約条件書』(通称: White Book) は 2006 年に最新版が発行されている。しかしながら、コンサルタントの JV 合意書『コンサルティング企業間共同企業体契約の標準契約条件書』や下請契約書『コンサルティング企業間下請け契約の標準契約条件書』は 1992 年以来改訂が行われていないため、最新版ホワイトブックに対応させることで、これら 2 冊の契約条件書の改訂が行なわれる。



White Book 2006



JV 合意書 1992



下請契約書 1992 (1998 再版)

5. デザインビルド契約

FIDIC の発行するデザインビルド系の契約条件書には Yellow Book、Silver Book、DBO Gold Book の 3 種類が存在する。Silver Book は現在多くのプロジェクトで利用されるようになってきているが、請負者へのリスク配分が高いため、プロジェクトの特性を考慮し慎重に選定されるべきことが勧告された。

6. 紛争解決と DAB (紛争裁定委員会)

香港在住の英国人契約専門家より、昨今の建設紛争増加の背景に以下の事象があるとの示唆があり興味深いものであった。

- ・ 契約管理者 (エンジニア) の中立性 (impartiality) の衰退
- ・ エンジニアのプロフェッショナルリティの減退による変更事項の増加
- ・ 請負者の能力の減退
- ・ 建設産業に内在する腐敗構造
- ・ 入札における過剰競争

DAB の普及については、特に開発途上国において、発注者が長期的な視野に立って DAB の利点を納得することが重要であることが指摘された。これに関連し大本教授より JICA の DAB に関する取組みが紹介された。(京都大学と AJCE は共同で JICA の DAB 調査・検討に関する事業を実施した)

7. エンジニアの役割について

FIDIC 主催の会議であることもあり、エンジニアの役割や心得については随所で話題となった。香港在住の英国人仲裁人の次の発言は、コンサルタントとして噛みしめるべき含蓄ある話として印象に残った。

“ 伝統的なエンジニアには、プロジェクトを契約書というよりも「強いリーダーシップ」により引っ張ってゆける人がいた。その人はプロジェクト関係者の皆から尊敬を集めていた。近年このようなカリスマ性を備えたエンジニアが少なくなったように思える。”

8. おわりに

FIDIC の産業界に与える影響力やオーソリティ堅持の背景には、FIDIC が長年に亘り培ってきた契約条件書の存在がある。今回この会議に参加して、契約条件書の持続的改良が多くのボランティアの協力によりたゆまなく続けられていることを実感し、頭の下がる思いがあった。日本の CE もこのような活動により積極的に参加し、グローバルな舞台での貢献や研鑽を実行してゆくことが重要であると感じた。

(了)